

第22期 第12回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和5年2月2日(木) 14:00～15:05

2. 場 所 福岡県有明海水産会館(柳川市三橋町高畑271)

3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 2名

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 1名

福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 令和5年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について(協議) 資料1
(説明)

漁業管理課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(審議結果)

原案の通り了承され、第378回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会に臨むこととなった。

(2) 第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料2
(説明)

事務局から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(3) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定について(協議)
資料3-1、3-2、3-3

(説明)

事務局から資料3-1、3-2、3-3に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：佐賀県から漁場計画を樹てるのに相手県の同意が必要となっているため、事業実施が難しいとの意見があるが、具体的に何か難しいことはあるのか。

事務局：福岡はこれまで佐賀県の計画全てに反対してきてはおらず、現在、佐賀県の関係漁場の4～5割の面積に貝類の区画漁場が存在する。しかし、稚貝が多量に発生する漁場における計画については反対してきた。これは福佐協定に基づく正当な理由であるが、佐賀県は関係漁場もすべて区画漁場を設定したいとい

う希望があるため、このような意見が出されたと考える。

委員：佐賀県から自県地先の計画は自県で樹てたいという意見が出ているが、自県というのは境界線がはっきりあった場合。まだ境界がないわけだから、自県とまでは言い切れないと思う。

(審議結果)

福佐協定書を現行の内容のまま更新することで、第378回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会に臨むこととなった。

佐賀県から求められていた中島川(矢部川)の位置確認については、事務局案により説明することとなった。

(4) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告)

資料4

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

(5) 農林水産大臣管轄漁場及び福岡県有明海区における漁業権免許の漁場計画案について(報告)

資料5

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について(報告)

資料6

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし

(7) その他

特になし。